

『西原町第四次国土利用計画』の策定



【目的】

『西原町第四次国土利用計画』は、本町区域における町土について、長期にわたって安定した均衡ある土地利用をするために策定する。

【計画の位置付け】

同計画は、国土利用計画法の規定に基づき、前述の目的のために必要な事項を定めるもので、沖縄県の区域について定める『第4次沖縄県国土利用計画』を基本として、これまでの計画を改定し策定するものである。

【主な内容】

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| 第1章 町土利用に関する基本構想 | 3. 地域整備施策の推進 |
| 1. 国土利用の基本方針 | 4. 町土の保全と安全性の確保 |
| 2. 地域類型別の町土利用の基本方向 | 5. 環境の保全と美しい町土の形成 |
| 3. 利用区分別の町土利用の基本方向 | 6. 土地利用転換の適正化 |
| 第2章 利用区分ごとの規模の目標及び地域別概要 | 7. 土地の有効利用の促進 |
| 1. 利用区分ごとの規模の目標 | 8. 多様な主体の参画・連携 |
| 2. 地域別の概要 | 9. 町土に関する調査の推進 |
| 第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 | 10. 指標の活用と進行管理 |
| 1. 公共の福祉の優先 | その他資料等 |
| 2. 国土利用計画法等の適切な運用 | |

【まちづくり基本条例及び国土利用計画審議特別委員会の報告】

同計画の土地利用構想図の中の道路に、国道329号バイパスの「産業通り」までの記載がないので、早急に「産業通り」の県道格上げを要請し、同国道の同通りまでの延伸の計画を図るべき、との要望があった。

西原町第四次国土利用計画に関する決議

向こう10年間の本町のまちづくりの方向性を規定する西原町第四次国土利用計画に関して次のとおり決議する。

記

1. 本町の既存集落地域における都市計画法第34条第11号に係る区域（自己住宅の立地緩和区域）の更なる拡大を促進すること
2. マリントウン地区の後背地と国道329号線間における宅地系の土地利用の促進を図ること
3. 町道45号（通称・産業通り）の県道への格上げと同幹線と国道329号線バイパスの延伸・連結を促進すること

以上、決議する。

平成24年3月28日

沖縄県西原町議会

あて先 西原町長

新たに整備された条例 (前頁からの続き)

その2

西原町まちづくり基本条例

修正可決

平成24年4月1日から施行

【理由】

少子高齢社会の到来や地域主権改革など自治体を取り巻く大きな時代の転換期の中で、まちづくりの担い手である町民、事業者、議会及び執行機関の役割を再確認し、町民主体のまちづくりを推進していくため、条例文に「地域自治会等」及び「公共の利益のため」等の文言を挿入する一部修正を加え当該条例を制定した。

【『西原町まちづくり基本条例』の構成内容】

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 第1章 総則（目的等、第1条～第3条） | 第8章 執行機関の役割（第16条～第18条） |
| 第2章 まちづくりの基本方向（第4条～第7条） | 第9章 町政運営（第19条～第28条） |
| 第3章 まちづくりの基本原則（第8条） | 第10章 住民投票（第29条） |
| 第4章 町民の権利と役割（第9条・第10条） | 第11章 交流及び連携（第30条・第31条） |
| 第5章 事業者の権利と役割（第11条・第12条） | 第12章 条例の見直し（第32条） |
| 第6章 コミュニティ活動の推進（第13条） | 附則 |
| 第7章 町議会の役割（第14条・第15条） | |

その3

西原町名誉町民条例

可決

平成24年4月1日から施行

【目的】

西原町の政治、経済、産業、教育、文化その他広く社会福祉の向上に卓絶した功績があった者に対して西原町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を贈り、その功績をたたえ、もって町民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。

【称号を贈る条件】

名誉町民の称号は、次に掲げるいずれにも該当する者に贈ることができる。

- (1) 本町に引き続き20年以上居住している者若しくは居住していた者又は本町に特に縁故の深い者
- (2) 本町の政治・経済の進展、産業の振興、社会福祉の増進又は広く教育・学術・文化の発展に著しい功績があった者
- (3) 町民が郷土の誇りとして、ひとしく敬愛の対象とするにふさわしい者

【称号の追贈】

名誉町民の称号は、故人（町制施行日以後死亡した者）に対しても追贈することができる。

その4

西原町選挙公報の発行に関する条例

可決

平成24年4月1日から施行

【理由】

若者の選挙離れによる投票率の低下が問題となっており、その要因のひとつとして候補者の政見等の情報が有権者に十分に伝わっていない事が挙げられる。

その問題解決として、「選挙公報」の発行及び配布により候補者の情報を提供し、投票における判断材料として活用する。また、有権者の「知る権利」を守ることもつながる。

【趣旨】

公職選挙法の規定に基づき、西原町議会議員及び西原町長の選挙の候補者の政見等及び写真を掲載した選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

【主な内容】

- ・選挙公報を選挙ごとに1回発行しなければならない。
- ・選挙公報は、各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布する。

※ 詳細は西原町のホームページをご覧ください。